

2025

筑波銀行行員のみなさまへ

株式会社筑波銀行

団体総合生活補償保険

傷害補償(標準型)特約セット

ご加入の ご案内

この度、ご加入いただいております団体傷害保険が満期を迎えます。ご加入内容をご確認のうえ、引続きご加入を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、未加入の方には、是非この機会に、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

— この保険の特色 —

- 保険料が割安です…………… 団体割引15%が適用されていますので、個人で加入されるより、保険料が割安です。
- 手続きが簡単・確実…………… お勤め先を通じてご加入いただける保険です。保険料は給与天引きで払込みいただけます。
- 自動継続です…………… 昨年と同タイプでご継続される場合、加入申込票の提出は不要です。
- O-157による感染症も補償します… O-157等の特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。また、特定感染症による死亡時には葬祭費用保険金をお支払いします(注)。

(注) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約がセットされている場合に補償されます。一部タイプは補償対象外ですので、プランの選択にご留意くださいますようお願いいたします。



- 保険期間…………… 令和7年10月17日午後4時より1年間
(ご契約期間)
- 保険料払込方法…………… 保険料は令和8年1月分の給料から毎月引去りいたします。
- 加入申込票提出先…………… 関友商事株式会社 本社営業部
- 申込締切日…………… 令和7年10月10日(金)

ケガに関する補償

(家族型 ・ 夫婦型)

●こんなときに保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

<p>日本国内・国外を問わず、日常生活中やレジャーにおけるさまざまな事故でケガをしたり、死亡したとき (傷害事故)</p>	 <p>●交通事故によるケガ</p>	 <p>●お仕事や日常生活によるケガ</p>	 <p>●テニス・サッカーなどのスポーツをしている間のケガ</p>	 <p>●0-157等の特定感染症、による後遺障害・入院・通院(注) ●特定感染症により死亡した場合の葬祭費用(注)</p>
<p>日常生活において、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内において偶然な事故により電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負ったとき (賠償事故)</p>	 <p>●ゴルフのプレー中、誤って他のプレーヤー(キャディ等)にゴルフボールをぶつけてケガをさせた</p>	 <p>●お買物中に商品を落として壊してしまった</p>	 <p>●他人の車に誤ってキズをつけたり、お隣のガラス窓・大切な花瓶などを割ってしまった</p>	 <p>●愛犬が他人に噛みついてケガをさせた</p>

(注) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約がセットされている場合に補償されます。
※ 上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金お支払いの対象となりませんので、ご注意ください(賠償事故)。

●補償額と保険料

(保険期間:1年間 職種級別:A 団体割引15%)

傷害入院保険金支払限度日数180日/支払対象期間180日/免責期間0日、傷害通院保険金支払限度日数90日/支払対象期間180日/免責期間0日

補償内容		契約のタイプ	家族型				夫婦型			
			AA	BA	CA	DA	EA	FA	GA	
ケガに関する補償	本人	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	700	2,000	2,600	8,600	900	2,200	3,600	
		傷害入院保険金日額(円)	900	2,000	3,500	5,000	2,000	2,600	4,500	
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
		傷害通院保険金日額(円)	650	1,000	2,000	3,000	1,500	2,000	3,200	
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	600	1,000	2,000	4,300	800	2,000	2,500	
		傷害入院保険金日額(円)	700	1,300	2,000	3,000	900	2,000	3,500	
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
		傷害通院保険金日額(円)	500	1,000	1,300	2,000	500	1,500	2,000	
	親族	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	500	500	1,200	3,000	—	—	—	
		傷害入院保険金日額(円)	500	900	1,500	2,000	—	—	—	
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
		傷害通院保険金日額(円)	500	800	900	1,000	—	—	—	
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)(千円)			30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約			—	セット 有り	セット 有り	セット 有り	—	セット 有り	セット 有り	
月払保険料(円)			1,000	2,000	3,000	5,000	1,000	2,000	3,000	

※『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』・『特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約』については、AAおよびEA以外のタイプにセットされています。

※『日常生活賠償特約』は1家族につき1契約が限度となりますので、重複して加入する場合には傷害の保険金額を増額調整させていただきます。

調整されたタイプはAAA~GGAと表示されています(「重複補償調整 保険料表」をご覧ください)。

※上記保険料は被保険者(ご本人)の職種級別Aの場合の保険料です。詳細は6ページの【職種級別について】をご確認ください。

ケガに関する補償

家族型『交通事故危険のみ補償特約』セット

●こんなときに保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

<p>日本国内・国外を問わず、交通事故等でケガをしたり、死亡したとき (傷害事故)</p>	 <p>●乗物(自動車・電車・航空機・船舶など)に乗っている間の事故</p>	 <p>●駅の改札口を入ってから出るまでの間に起きた事故</p>	 <p>●乗物にはねられたり、ひかれたり、ぶつかったりした事故</p>
<p>日常生活において、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内において偶然な事故により電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負ったとき (賠償事故)</p>	 <p>●ゴルフのプレー中、誤って他のプレーヤー(キャディ等)にゴルフボールをぶつけてケガをさせた</p>	 <p>●お買物中に商品を落として壊してしまった</p>	 <p>●他人の車に誤ってキズをつけたり、お隣のガラス窓・大切な花瓶などを割ってしまった</p>  <p>●愛犬が他人に噛みついてケガをさせた</p>

※上記事例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金お支払いの対象となりませんので、ご注意ください。(賠償事故)

●補償額と保険料

(保険期間:1年間 団体割引15%)

傷害入院保険金支払限度日数180日／支払対象期間180日／免責期間0日、傷害通院保険金支払限度日数90日／支払対象期間180日／免責期間0日

補償内容		契約のタイプ					
		H1A	H2A	H3A	H4A	H5A	
ケガに関する補償(交通事故危険のみ補償)	本人	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	3,000	10,000	16,800	23,000	40,300
		傷害入院保険金日額(円)	4,000	10,000	12,000	15,000	15,000
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍				
		傷害通院保険金日額(円)	3,000	5,000	9,000	10,000	10,000
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	2,000	8,000	10,000	18,000	22,000
		傷害入院保険金日額(円)	3,500	8,000	7,000	13,000	15,000
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍				
		傷害通院保険金日額(円)	2,500	4,300	7,000	9,000	10,000
	親族	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	1,000	5,000	5,000	11,000	15,500
		傷害入院保険金日額(円)	2,000	6,000	6,000	12,000	15,000
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍				
		傷害通院保険金日額(円)	1,800	3,000	5,000	7,000	10,000
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)(千円)		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
月払保険料(円)		1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	

※『日常生活賠償特約』は1家族につき1契約が限度となりますので、重複して加入する場合には傷害の保険金額を増額調整させていただきます。

調整されたタイプはJ1~J5と表示されています(「重複補償調整 保険料表」をご覧ください)。

※交通事故危険のみ補償特約がセットされておりますので、補償範囲について十分ご留意のうえ、お選びください。

ケガに関する補償

本人型『交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約』セット

●こんなときに保険金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

<p>日本国内・国外を問わず、日常生活中やレジャーにおけるさまざまな事故でケガをしたり、死亡したとき (傷害事故)</p>	 <p>●交通事故によるケガ</p>	 <p>●お仕事中の事故や日常生活によるケガ</p>	 <p>●スポーツやレジャー中の事故</p>	 <p>●O-157等の特定感染症による後遺障害・入院・通院(注) ●特定感染症により死亡した場合の葬祭費用(注)</p>
<p>日常生活において、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内において偶然な事故により電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負ったとき (賠償事故)</p>	 <p>●愛犬が他人にかみついてケガをさせた</p>	 <p>●他人の車に誤ってキズをつけたり、お隣のガラス窓・大切な花瓶などを割ってしまった</p>	 <p>●お買物中に商品を落として壊してしまった</p>	

(注)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約がセットされている場合に補償されます。

※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等は、保険金お支払いの対象となりませんので、ご注意ください。(賠償事故)

●補償額と保険料

(保険期間:1年間 職種級別:A 団体割引15%)

傷害入院保険金支払限度日数180日/支払対象期間180日/免責期間0日、傷害通院保険金支払限度日数90日/支払対象期間180日/免責期間0日

補償内容		契約のタイプ				
		SA1	SA2	SA3	SA4	SA5
交通事故等の場合	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	1,700	5,500	6,500	11,000	15,000
	傷害入院保険金日額(円)	5,000	7,500	12,500	18,000	23,000
	傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍				
	傷害通院保険金日額(円)	2,500	4,800	8,400	9,600	14,200
交通事故等以外の場合	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	1,000	3,500	3,500	6,000	8,000
	傷害入院保険金日額(円)	3,000	4,000	6,000	10,000	12,000
	傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍				
	傷害通院保険金日額(円)	1,500	2,500	4,300	5,000	5,000
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)(千円)		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約		—	セット 有り	セット 有り	セット 有り	セット 有り
月払保険料(円)		1,000	2,000	3,000	4,000	5,000

※『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』・『特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約』については、SA1以外のタイプにセットされています。

※『日常生活賠償特約』は1家族につき1契約、『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』・『特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約』(SA2～SA5)は被保険者1名につき1契約が限度となりますので、重複して加入する場合には傷害の保険金額を増額調整させていただきます。

調整されたタイプはTA2～TA5およびYA1～YA5と表示されています(「重複補償調整 保険料表」をご覧ください)。

※上記保険料は被保険者(ご本人)の職種級別Aの場合の保険料です。職種級別Bに該当する場合の方は取扱代理店までご連絡ください。

重複補償調整 保険料表

※他の保険契約等との重複補償とならないよう、日常生活賠償特約をセットしていないタイプとなります。

<家族型・夫婦型>

(保険期間:1年間 職種級別:A 団体割引15%)

傷害入院保険金支払限度日数180日/支払対象期間180日/免責期間0日、傷害通院保険金支払限度日数90日/支払対象期間180日/免責期間0日

補償内容		契約のタイプ	家族型				夫婦型			
			AAA	BBA	CCA	DDA	EEA	FFA	GGA	
ケガに関する補償	本人	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	1,100	2,000	4,000	9,000	1,900	3,000	4,000	
		傷害入院保険金日額(円)	1,000	2,000	3,400	5,000	2,000	3,000	5,000	
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
		傷害通院保険金日額(円)	800	1,100	2,000	3,000	1,500	2,000	3,500	
	配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	700	1,000	2,000	4,000	800	1,700	3,000	
		傷害入院保険金日額(円)	700	1,300	2,000	3,100	900	2,000	3,500	
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
		傷害通院保険金日額(円)	500	900	1,300	2,000	500	1,500	1,500	
	親族	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	500	1,000	1,000	2,000	-	-	-	
		傷害入院保険金日額(円)	500	1,100	1,500	2,000	-	-	-	
		傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
		傷害通院保険金日額(円)	500	800	900	1,500	-	-	-	
特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約			セット 有り	セット 有り	セット 有り	-	セット 有り	セット 有り		
月払保険料(円)			1,000	2,000	3,000	5,000	1,000	2,000	3,000	

<家族型 交通事故危険のみ補償特約セット>

(保険期間:1年間 団体割引15%)

傷害入院保険金支払限度日数180日/支払対象期間180日/免責期間0日、傷害通院保険金支払限度日数90日/支払対象期間180日/免責期間0日

補償内容		契約のタイプ	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	
			ケガに関する補償	本人	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	6,300	12,100	19,200
傷害入院保険金日額(円)	4,500	15,000			15,000	15,000	20,000	
傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍							
傷害通院保険金日額(円)	3,000	7,000			10,000	10,000	11,000	
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	2,000		5,000	11,000	15,000	20,000	
	傷害入院保険金日額(円)	3,500		7,000	10,000	15,000	18,000	
	傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍						
	傷害通院保険金日額(円)	2,500		4,500	5,000	10,000	10,000	
親族	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	800		2,700	4,200	10,000	10,000	
	傷害入院保険金日額(円)	2,500		3,000	7,000	10,000	16,000	
	傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍						
	傷害通院保険金日額(円)	2,000		2,000	5,000	8,000	10,000	
月払保険料(円)			1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	

(保険期間:1年間 職種級別:A 団体割引15%)

傷害入院保険金支払限度日数180日/支払対象期間180日/免責期間0日、傷害通院保険金支払限度日数90日/支払対象期間180日/免責期間0日

<本人型 交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約セット>

補償内容		契約のタイプ	TA2	TA3	TA4	TA5	YA1	YA2	YA3	YA4	YA5
			交通事故等の場合	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	7,200	8,200	14,000	18,500	3,000	8,500	14,000
傷害入院保険金日額(円)	8,000	13,000		18,800	20,000	6,000	10,000	17,000	20,000	27,500	
傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍										
傷害通院保険金日額(円)	5,200	8,500		10,000	12,000	3,000	5,200	9,000	10,000	15,000	
交通事故等以外の場合	傷害死亡・後遺障害保険金額(千円)	3,700	3,700	7,000	9,000	1,000	4,400	6,000	9,300	11,000	
	傷害入院保険金日額(円)	4,000	7,000	8,800	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	13,500	
	傷害手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍									
	傷害通院保険金日額(円)	2,500	4,000	5,000	7,000	1,500	2,700	3,000	5,000	5,000	
特定感染症危険 「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約			セット 有り	セット 有り	セット 有り	セット 有り	-	-	-	-	-
月払保険料(円)			2,000	3,000	4,000	5,000	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000

※『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』・『特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約』については、BBA~DDA、FFA~GGA、TA2~TA5タイプにセットされています。

※上記保険料は被保険者(ご本人)の職種級別Aの場合の保険料です。職種級別Bに該当する場合は取扱代理店までご連絡ください。(交通事故危険のみ補償特約セットの場合を除く。)

＜各引受保険会社からのお知らせ＞

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

【職種級別について】

※保険料（または保険金額）は被保険者（補償の対象となる方）ご本人の職種級別によって異なります。下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（交通事故危険のみ補償特約セットの場合を除く）

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

職種級別	該当職種
A	会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
B	農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

【ご加入にあたってのご注意】

- ・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満60才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
- （※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- （ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ・日常生活賠償特約では、被保険者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）、および別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子が被保険者の範囲に含まれます。被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- ・補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- （※）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として、加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ・ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、加入申込票記載事項（年齢、職業・職務、他の保険契約等の有無など）等により、ご加入のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご加入後に次の通知事項が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
被保険者ご本人の職業・職務を変更した場合（交通事故危険のみ補償特約セットの場合を除く）
- ・万一事故が起こった場合は30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・各補償項目別の1被保険者あたりの引受限度額（他社契約分を含む）は下記のとおりになりますので、ご注意ください。
傷害死亡・後遺障害保険金額：（15才未満）5,000万円（15才以上）2億円、傷害入院保険金日額：（15才未満）15,000円（15才以上）30,000円、傷害通院保険金日額：（15才未満）10,000円（15才以上）20,000円。

<加入方法>

- 新規にご加入の方
別紙加入申込票に必要事項をご記入、署名のうえご提出ください。
- 昨年と同タイプで継続される場合、加入申込票の提出は不要です。
(自動継続となります)
- 内容変更の場合、加入申込票に打ち出されている昨年の内容を今年のご希望内容に加筆訂正、署名のうえご提出ください。
- 脱退の場合、加入申込票の加入区分(継続しない)に○を付け、ご署名のうえご提出ください。

◆引受保険会社◆

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事)(引受割合59%)

三井住友海上火災保険会社(引受割合15%)

損害保険ジャパン株式会社(引受割合26%)

この保険契約は上記5社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行し保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。

この保険に加入できる方(被保険者ご本人となれる方)

- 株式会社筑波銀行の役員、顧問、従業員、契約社員
- 家族型に加入された場合、被保険者ご本人のほか、その家族※全員が自動的に補償の対象となります。

※家族・・・本人の配偶者、本人または本人の配偶者の同居の親族(*)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。

(*)6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

- 夫婦型に加入された場合、被保険者ご本人とその配偶者が補償の対象となります。
(注)日常生活賠償特約については【ご加入にあたってのご注意】をご確認ください。

事故通知・お問い合わせ先

- 事故が起こった場合や、この保険全般に関するお問い合わせは、下記にご連絡願います。

取扱代理店

関友商事 株式会社

〒300-0813 茨城県土浦市富士崎一丁目1番9号

☎ 029-822-7780 FAX 029-824-6003

〈サービスのご案内〉

団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約セット）に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

【CareWiz トルト for me】

- 歩行機能分析
- 口腔機能分析

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※「生活安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※「生活安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。

※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。

※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。

※上記は「生活安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

この文書は団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約セット）の概要を説明したものです。

ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。

また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受幹事保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問合わせください。

※この保険は株式会社筑波銀行を保険契約者とし、株式会社筑波銀行の役員、顧問、従業員、契約社員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

※団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約セット）の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」および保険証券は保険契約者（株式会社筑波銀行）に交付されます。

引受幹事保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

茨城南支店 つくば東支社 〒305-0817 茨城県つくば市研究学園6丁目69-1 Tel 050-3462-5519

取扱代理店

関友商事 株式会社 〒300-0813 茨城県土浦市富士崎1丁目1-9 Tel 029-822-7780